

(第46期定時株主総会招集ご通知 添付書類)

第 46 期

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

**事業報告、連結計算書類および計算書類
連結計算書類および計算書類に係る
会計監査人および監査役会の監査報告書謄本**

株式会社 ドトールコーヒー

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における飲食業界は、企業業績や雇用情勢に回復が見られたものの、原油高や金利上昇、景気の地域格差などの先行き不安を抱え、手放しで楽観できる経営環境とは言えませんでした。

このような状況の中でフランチャイズ事業部門における直営既存店の売上高は、期末にかけて新ミルクキャンペーンを行ったほか、穏やかな気候が続いたこともあり、累計で前期比0.3%増の売上を確保することができました。既存店の収益向上策としては、季節ごとの商品展開、店舗スタッフへの積極的な研修運営、そして分煙環境の促進など店舗の改装を実施（当期、直営店52店舗、加盟店73店舗）することで、着実な改善を行ってきました。

新規出店につきましては、厳選した好立地に積極的に出店するという基本方針のもと、直営店41店舗（ドトールコーヒーショップ19店舗、エクセルシオール・カフェ19店舗、その他3店舗）、加盟店48店舗（ドトールコーヒーショップ42店舗、エクセルシオール・カフェ6店舗）の合計89店舗を新たに出店いたしました。

また、一般卸売事業部門については、ドリップカフェなどコンビニエンスストア向け商品の販売が堅調に推移し、更にコンビニエンスストア向けのチルド飲料商品に力を入れ、当社オリジナルブランド商品のほか、当社初の他社ブランド商品である「ハワイアンホーストチョコレートドリンクマカデミア」を発売するなど積極的な販売を行った結果、前期比6.9%増の確実な収益を得ることができました。

連結対象子会社の株式会社マグナは、直販部門売上が順調に推移し、全国レベルのメンテナンスサービス収入も計画を上回る収益を上げることができ、増収増益を達成いたしました。株式会社マドレーヌコンフェクショナリーは、生産能力の拡充を目指し、昨年8月に社屋並びに生産工場を東京都江東区に移転いたしました。移転による経費増加などがありましたが、同じく増収増益を達成しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は685億96百万円（前期比3.4%増）、営業利益は43億37百万円（同18.9%減）、経常利益は46億94百万円（同12.9%減）、当期純利益は21億85百万円（同21.1%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

国内の喫茶市場は依然縮小傾向が続いておりますが、セルフスタイルのコーヒーショップの店舗については引き続き増加しており、その勢いは衰えておりません。当社の展開するドトールコーヒーショップはフランチャイズだけで1,000店舗を超え、直営店を含めると当期末で1,148店舗となっております。

今後については、これまでの駅前や町の中心部の立地条件に加え、大学の構内、病院内、空港内、官公庁、高速道路のパーキングエリアなど、人々の生活に密着した立地への出店を積極的に行うことで、多様化した人々のあらゆる生活シーンに必要とされ、その存在感はますます高まっていると考えております。

また、繁華街や大都市の一等地立地を中心に店舗しているエクセルシオール・カフェについても、当期末で162店舗となり、多くの競合他社と店舗数でならびつつあり、その認知度も急速に高まっております。

しかしながら、当社の市場調査をもとに考えた場合、喫茶業に対する需要や多様化したお客様のニーズにまだ応えきれていないことも事実であり、全国を視野に入れた出店戦略を積極的に継続し、さまざまな立地に対する的確かつ着実な出店を行う必要があると認識しております。

また、店舗の拡大だけでなく、既存店の着実なブラッシュアップを図り、店舗の魅力、商品の魅力、サービスの魅力の向上を怠らず、積極的な店舗改装やスタッフの教育、そしてお客様の心の奥底にある期待感に応える商品の開発などを継続していきたいと考えております。

一般卸売事業部門については、今後につきましても、フランチャイズビジネスで培ったブランド力と高品質を武器に、コンビニエンスストアや量販店などに向けた積極的なオリジナル商品の提案、ドトールブランドの貸与によるロイヤリティビジネスの本格展開、また、コンビニエンスストアや飲料メーカーに対するコーヒー原料の卸売りを柱に、確実に利益を生みながら販売量の拡大と収益性のさらなる向上を目指します。

連結対象子会社の株式会社マグナにつきましても、よりオリジナリティのある厨房機器や商品の開発を行い、販路を拡大してまいりました結果、ドトールコーヒーグループの新規出店に依存しない経営体質が構築されつつあり、今後も継続して進めてまいります。また、株式会社マドレーヌコンフェクショナリーは、販売量増加に伴う工場設備・面積の不足から生産効率の向上が課題でした。そこで8月に社屋・工場を東京都江東区に移転・拡張し、これまで以上に品質の追求に注力しながら、生産量を増加させることが可能となりました。今後は、増強された設備をより効率的に活用できるよう業務フローの再構築を行ってまいります。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は総額39億10百万円となり、その主な用途は41店舗の新規直営店の出店設備及び差入保証金等によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当期においては、社債発行等による資金調達は実施しておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。

(6) 事業の譲受の状況
特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
特記すべき事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

(連結)

項 目	期 別	第 43 期	第 44 期	第 45 期	(当 期)
		平 成 16 年	平 成 17 年	平 成 18 年	第 46 期
		3 月 期	3 月 期	3 月 期	平 成 19 年
売 上 高(百万円)		61,713	62,703	66,312	68,596
経 常 利 益(百万円)		4,904	5,068	5,392	4,694
当 期 純 利 益(百万円)		723	2,743	2,769	2,185
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)		31.38	125.81	118.66	85.16
総 資 産(百万円)		50,580	53,930	56,707	53,429
純 資 産(百万円)		29,697	32,003	44,430	42,891
1 株 当 たり 純 資 産(円)		1,378.01	1,485.70	1,647.92	1,694.99

(注) 平成16年3月期においては、土地の評価損及び不採算店を閉鎖したこと等による損失を特別損失に計上したため、減益となっております。

(個別)

項 目	期 別	第 43 期	第 44 期	第 45 期	(当 期)
		平 成 16 年	平 成 17 年	平 成 18 年	平 成 19 年
		3 月 期	3 月 期	3 月 期	3 月 期
売 上 高(百万円)		59,047	60,330	63,839	66,039
経 常 利 益(百万円)		4,880	4,973	5,283	4,583
当 期 純 利 益(百万円)		780	2,675	2,702	2,102
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)		34.29	122.77	116.04	81.91
総 資 産(百万円)		49,460	52,746	55,509	52,163
純 資 産(百万円)		29,283	31,526	43,890	42,274
1 株 当 た り 純 資 産(円)		1,359.01	1,463.67	1,628.09	1,670.60

(注) 第43期においては、土地の売却損及び不採算店を閉鎖したこと等による損失を特別損失に計上したため、減益となっております。

売 上 高 の 内 訳

(単位：百万円)

売 上 形 態 区 分	第 45 期		第46期(当 期)		前期比較増減()	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		%		%		%
直 営 店 売 上	26,124	40.9	27,788	42.1	1,664	6.4
卸 売 上	34,249	53.7	34,859	52.8	610	1.8
(加 盟 店)	(25,982)	(40.7)	(26,065)	(39.5)	(83)	(0.3)
(一 般 店)	(8,266)	(13.0)	(8,793)	(13.3)	(527)	(6.4)
そ の 他 の 営 業 収 入	3,464	5.4	3,391	5.1	73	2.1
合 計	63,839	100.0	66,039	100.0	2,200	3.4

(注) 「その他の営業収入」は、加盟金収入、ロイヤリティ等収入及び店舗設計収入であります。

加盟店へのチェーン区分別の卸売上

(単位：百万円)

チェーン区分	第45期		第46期(当期)		前期比較増減()	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ドトールコーヒーショップチェーン	24,135	92.9	24,231	93.0	96	0.4
オリーブの木チェーン	104	0.4	67	0.2	36	35.5
エクセルシオール・カフェチェーン	1,054	4.0	1,115	4.3	61	5.8
カフェ・コロラドチェーン	645	2.5	607	2.3	38	5.8
その他	43	0.2	42	0.2	0	2.3
合計	25,982	100.0	26,065	100.0	83	0.3

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係
該当事項はありません

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マグナ	100 百万円	100.0	厨房機器の販売
株式会社マドレーヌコンフェクショナリー	430	100.0	ケーキ類の製造・販売
株式会社ドトールコーヒーハワイ	1,604 (12,105千米ドル)	100.0	コーヒー農園の運営、管理
株式会社ジャマイカコーヒー	10	100.0	コーヒー豆の販売

(11) 主要な事業内容

コーヒーの焙煎加工並びに販売
食品の仕入、販売及び輸出入
飲食店の経営
フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の募集及び加盟店の指導

(12) 主要な事業所及び工場

本 社 東京都渋谷区神南一丁目10番1号
 工 場 関東工場 (千葉県船橋市)
 関西工場 (兵庫県加東市)
 本 部 等 営業本部 (東京都渋谷区)
 北海道地区本部 (札幌市中央区)
 東北地区本部 (仙台市青葉区)
 関東地区本部 (東京都渋谷区)
 東海・北陸地区本部 (名古屋市中区)
 近畿地区本部 (大阪市中央区)
 中国・四国地区本部 (広島市中区)
 九州地区本部 (福岡市中央区)
 直 営 店 (303店舗)

区 分	地 域	
ド トール コー ヒー シ ョ ッ プ	北 海 道 地 区	札幌大通西3丁目店他4店
	東 北 地 区	仙台中央通り大町店他7店
	関 東 地 区	新横浜駅前店他20店
	東 京 地 区	吉祥寺元町通り店他53店
	甲 信 越 ・ 北 陸 地 区	金沢片町店
	中 部 地 区	名古屋栄店他12店
	関 西 地 区	心齋橋一丁目店他24店
	中 国 地 区	広島本通り店他5店
	九 州 地 区	福岡新天町店他12店
オ リ ー ブ の 木	関 東 地 区	津田沼メッツ店
	東 京 地 区	大崎ゲートシティ店他4店
エ ク セ ル シ オール ・ カ フ ェ	北 海 道 地 区	札幌狸小路店他3店
	東 北 地 区	仙台中央通り店
	関 東 地 区	本八幡北口店他20店
	東 京 地 区	池袋メトロポリタンプラザ店他77店
	中 部 地 区	豊橋Kalmia店他5店
	関 西 地 区	淀屋橋店他11店
カ フ ェ ・ モ ッ カ	中 国 地 区	広島本通り店
	九 州 地 区	ミーナ天神店他1店
カ フ ェ ・ エ ク セ シ オール	関 東 地 区	流山おおたかの森SC店
	関 西 地 区	イオン神戸北店他1店
カ フ ェ ・ エ ク セ シ オール	東 京 地 区	新宿店他2店
カ フ ェ ・ コ ロ ラ ド	東 京 地 区	三軒茶屋店
カ フ ェ ・ コ ナ フ ェ ャ ム	東 京 地 区	恵比寿ガーデンプレイス店
カ フ ェ ・ テ レ ジ ア	東 京 地 区	吉祥寺店
カ フ ェ ・ マ ウ カ メ ド ウ ズ	関 東 地 区	川崎アゼリア店他9店
	東 京 地 区	アトレ恵比寿店他3店
ル ・ カ フ ェ ・ ド トール	東 北 地 区	ル・カフェ・ドトール仙台一番町店
	東 京 地 区	ル・カフェ・ドトール銀座店他1店

(13) 使用人の状況(平成19年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
992名(2,628名)	61名増(154名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、()内は、1日8時間換算による臨時従業員の年間平均雇用人数を記載しております。

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
912名(2,611名)	61名増(159名増)	34.3歳	6.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、()内は、1日8時間換算による臨時従業員の年間平均雇用人数を記載しております。

(14) 主な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	220,000千円
商工組合中央金庫	200,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社北洋銀行	53,300千円
日本生命保険相互会社	25,300千円
第一生命保険相互会社	20,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

(日本レストランシステム株式会社との共同持株会社設立による経営統合について)

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会で、平成19年10月1日に日本レストランシステム株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日株式移転に係る基本合意書に調印いたしました。

なお、この共同持株会社設立に関し、平成19年6月28日開催予定の当社第46期定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立に関する議案を承認いただく予定であります。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

発行可能株式総数 50,000,000株（単元株式数 100株）

発行済株式総数 26,929,485株

株主数 21,264名

大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数 千株	出資比率 %
鳥羽博道	5,505	21.75
ハービンジャー・キャピタル・パートナーズ・マスター・ファンド・I・リミテッド	2,650	10.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,330	5.26
シティグループ プリンシパル インベストメント ジャパン コーポレーション リミテッド	949	3.75
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウツ イー アイエスジー	745	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	701	2.77
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド 131705	497	1.97
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・リミテッド	474	1.88
日本たばこ産業株式会社	405	1.60
ザ バンク オブ ニューヨーク ジャスティック トリーティー アカウツ	404	1.60

（注） 当社は平成19年3月31日現在、自己株式を1,624,410株（6.42%）所有しておりますが上記大株主からは、除外しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等の状況

	第1回	第2回	第3回
株主総会決議日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
区分	取締役	取締役	取締役
保有者数	3名	3名	3名
新株予約権の数	95個	70個	85個
目的となる株式の数	19,000株	7,000株	8,500株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価額	無償	無償	無償
権利行使時の 1株当たりの払込金額	2,999円	1,710円	1,996円
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成17年7月1日から 平成20年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成21年6月30日まで

当事業年度の末日において当社従業員、子会社の役員及び従業員が有する新株予約権等の状況

	第1回	第2回	第3回
株主総会の決議日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
区分	当社従業員、子会社の 取締役及び従業員	当社従業員、子会社の 取締役及び従業員	当社従業員、子会社の 取締役及び従業員
保有者数	346名	224名	462名
新株予約権の数	2,362個	925個	2,038個
目的となる株式数	472,400株	92,500株	203,800株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行価格	無償	無償	無償
権利行使時の 1株あたりの払込金額	2,999円	1,710円	1,996円
権利行使期間	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで	平成17年7月1日から 平成20年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成21年6月30日まで

(3) 会社役員に関する重要な事項
取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	鳥 羽 豊	株式会社マグナ代表取締役社長 株式会社マドレーヌコンフェクショナリー代表取締役社長 株式会社ドトルコーヒーハワイ代表取締役社長 株式会社ジャマイカコーヒー代表取締役社長 株式会社バードフェザー代表取締役社長 株式会社バードフェザーハワイ代表取締役社長
取締役副社長	星 野 正 則	店舗開発統括本部長
常務取締役	黒 川 敏 彦	設計管理統括本部長
取 締 役	稲 森 六 郎	商品統括本部長
常勤監査役	宮 林 哲 夫	
監 査 役	財 前 宏	
監 査 役	梶 川 浩	
監 査 役	竹 本 繁	新日本エコ・システム株式会社代表取締役会長

- (注) 1. 監査役のうち財前 宏、梶川 浩、竹本 繁の三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 新 任（平成18年6月29日付）
取 締 役 稲 森 六 郎
- (2) 退 任（平成18年6月29日付）
代表取締役会長 鳥 羽 博 道
常務取締役 大 坪 剛
- (3) 退 任（平成19年3月31日付辞任）
常務取締役 足 立 荒 男

取締役及び監査役の報酬等の額

取 締 役	5 名	128,655千円
監 査 役	4 名	19,885千円（うち社外3名 7,200千円）

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、平成19年6月28日開催予定の当社第46期定時株主総会において決議予定の役員賞与及び当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
2. 上記のほか、当事業年度中において平成18年6月29日開催の第45期定時株主総会に基づき、退任取締役2名に対し役員退職慰労金合計1,012,750千円を支給しております。

社外役員に関する事項

当社での地位	氏名	他の会社の業務執行者等との兼務状況	当社での主な活動状況	責任限定契約の内容
監査役	財前 宏	株式会社ジェイテック 監査役	平成15年6月27日就任。当事業年度における取締役会には約8割、監査役会には約9割出席しました。上場会社での取締役経験者としての見地より、必要な発言を行っております。	当社定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役と総務との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。
監査役	梶川 浩	該当なし	平成16年6月29日就任。当事業年度における取締役会には約8割、監査役会には約9割出席しました。飲料会社の代表取締役社長経験者としての見地より、必要な発言を行っております。	
監査役	竹本 繁	新日本エコ・システム株式会社代表取締役会長	平成16年6月29日就任。当事業年度における取締役会には約8割、監査役会にはすべて出席しました。小売業運営・開発等の経験者としての見地より、必要な発言を行っております。	

(注) 監査役竹本 繁氏は新日本エコ・システム株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、当社との間には特別の関係はありません。

(4) 会計監査人の状況

名称

あずさ監査法人

報酬等の額

・ 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 24百万円

・ 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計 27百万円

非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告に係る内部統制の評価作業に関連して専門的助言の提供を委託し、対価を支払っております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア．文書管理規程に従い、取締役、執行役員職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
- イ．取締役、監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア．法令、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修、マニュアルの作成・配布等を行う。
- イ．組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、総務部が行う。
- ウ．新たなリスク等が発生した場合は取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．取締役会は取締役、執行役員、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役・執行役員はその目標達成のために、各部門の具体的な目標及び会社の権限分掌・意志決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定める。
- イ．取締役は拡大経営会議による月次業績の進捗状況をレビューして、各部門に改善を促し業務の効率化を実施する。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．ドトールグループ行動基準を制定する。

- (イ)お客様の満足、信頼を第一に誠実な企業活動を行い、法令、ルールを遵守し、公正な販売を行う。
- (ロ)株主様を始め社会に対し積極的で適切な会社情報を公正に開示し、株主価値を高める。
- (ハ)常に取引先と公正で自由な取引関係を築き、法令、ルールを守り、最適な品質・価格で取引をする。また商品の安全に関する法令、ルールを守り、商品開発を行い、常に安全性を高める。
- (ニ)店舗を始め、職場環境は常に快適で安全な状況に努め、社員の人事評価は差別のない公正な基準で行い人権を尊重して、法令・ルールを遵守する。
- (ホ)環境活動に積極的に取り組み、リサイクル化を推進し、資源の有効活用、廃棄物の削減に努め、よりよい地域社会の生活環境作りに努め法令・ルールを遵守する。
- (ヘ)顧客情報を始め、知的財産、インサイダー情報管理について、役員・社員・パートナーに教育を定期的実践し、法令・ルールを遵守する。
- (ト)反社会勢力とは一切関係を持たず、取引先と不正な営業取引・仕入購買取引を行わず、犯罪防止に努める。

イ．法令・定款・規程違反行為については、人事部が賞罰委員会並びに取締役会に処分を答申する。

株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社統括本部・グループの子会社ごとに、それぞれの責任を負う取締役、執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、総務部・内部監査室は、これらを横断的に推進し、管理する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ア．監査役は内部監査室・総務部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
- イ．内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長・総務部長の指揮・命令を受けない。

取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

ア．監査役会に報告すべき事項を定める規程を監査役会と協議の上、制定し、取締役は次に定める事項を報告することとする。

(イ)経営会議で決議された事項

(ロ)会社に損害を及ぼすおそれのある事項

(ハ)毎月の経営状況として重要な事項

(ニ)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

(ホ)重大な法令・定款違反

(ヘ)社長室ホットラインの通報状況及び内容

イ．使用人は前項 及び に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができる。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、代表取締役社長、監査法人との定期的な意見交換会を設定する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

当社は、昭和37年にコーヒー豆の焙煎・卸売業者として創業し、昭和47年にカフェ・コロラドのチェーン展開をスタート、昭和55年には日本で初めてのセルフスタイルコーヒーショップであるドトールコーヒーショップ第一号店を原宿に开店いたしました。以降、エクセルシオール・カフェやオリーブの木、カフェ・マウカメドウズ、ル・カフェ・ドトールなどお客様のニーズに沿った業態を次々に開発して現在に至っております。

ドトールグループの最大の特徴は、多彩な業態展開により、嗜好やライフスタイルの異なる幅広い層のお客さまのニーズに応えていることです。コーヒーのさまざまな楽しみ方を提案する各種コーヒーショップやレストランなど、いずれの業態も良質なメニューとサービスにより高い支持をいただいております。市場ニーズを敏感に捉えた戦略的な店舗展開と、食材調達から機器に至る高効率経営を通じて、当社はお客さまの満足と収益性を両立させた抜群の安定経営を維持しております。

「一杯のおいしいコーヒーを通じてお客様にやすらぎと活力を提供する」このことこそ喫茶業の使命であるとの信念のもと、勝ち続けていくためには、奇をてらった戦略ではなく、店舗や接客サービス、そして「品質はすべてに優先する」という商品への徹底したこだわりといった当社の強みを生かした取組みを推進しております。当社が創業以来追い求めてきたのは、「感動を呼び起こすおいしさ」です。

特に、コーヒーの味わいを左右する焙煎技術においては、通常用いられている熱風焙煎方式ではなく、独自に開発した直火焙煎機による高度なロースト技術によって、世界に類のない理想的な味を安定的に生産し続けていると自負しております。単に焙煎能力としての「量」を誇ることなく、追求するのはあくまでも「質」であり、このことがお客様をはじめとしたさまざまな方々からの高い評価に繋がっているものと認識しております。

こうした中、当社の理念や価値観に共感していただいている全国各地の1,000店舗を越えるフランチャイジーとフランチャイズ契約を締結し、現在直営店及び加盟店展開により、全国で合計1,470店舗（平成19年3月31日現在）を事業展開しております。フランチャイズ契約を締結する際には、加盟を希望された方々に当社の理念・使命や方針・目標に共感していただけるか、本部との間で心から通じ合う信頼関係を構築することができるかといったことが最重要条件となっております。

これらフランチャイジーの店舗や直営店に従事している店長、従業員、パート・アルバイトは2万5千人を超えます。この2万5千人の一人ひとりが当社の理念・使命や方針・目標を深く理解して毎日の業務に邁進しており、その相互の信頼関係のもとで店舗が成り立っております。このような意識を持っている店員たちがお客様に心からの接客サービスを行うことで、毎日60万人以上のお客様にご来店いただける大衆喫茶としての役割を果たすとともに、お客様の日常生活に組み込まれたインフラとしての役割も確立しております。

これら取組みを通し経営理念の具現化を目指して、株主やお客様、従業員や地域社会の皆様等の企業利害関係者（ステークホルダー）の信頼に応えていきたいと考えております。

したがいまして、当社の取締役会が上記の方針をふまえ、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針を決定することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社では上記経営戦略や経営理念のもと、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に邁進する所存ですが、昨今、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。

一方、当社株主の状況（平成19年3月31日現在）は、金融機関や外国法人等に広く分散しております。そのような中、当社株主全体の利益もしくは当社の企業価値を著しく毀損するものと認められる大規模買付行為が行われた場合、事前の対応方針がない限り、適正な対抗措置を講じることは困難であると考えます。

もとより、当社は株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、当然ながら、最終的には当該時点における株主の皆様、上記の通り、当社の経営戦略及び企業理念をご理解いただいた上で、適切にご判断いただくべきものと考えております。

そのためには、当該大量買付者から当社に対する株式の大量買付行為の目的、方法及び内容、買付後における当社グループの経営方針、事業計画等の内容、買付後における当社の従業員、取引先、お客様等の利害関係者の処遇方法等について、また、当社取締役会から買付者の当該買付行為に対する当社の評価、当該買付行為以外の代替案の有無・内容等についてそれぞれ適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を株主の皆様が十分に検討するための時間が確保されることが必要であると考えます。

当社取締役会ではこのような考え方に立ち、当社株式に対する買付が行われた際に買付を受け入れるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要となる情報や時間を確保することや、株主の皆様のために当社取締役会が買付者と交渉を行う等を可能とすることを目的とする施策の導入が不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社は、かかる見解を具体化する施策（以下「本施策」といいます）として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます）について、その要件及び内容を平成19年3月13日付取締役会において予め設定するに至ったものであります。

なお、本施策は、株主の皆様から幅広く理解を賜るため、平成19年6月28日以降の本施策継続につきましては、平成19年6月28日開催の第46期定時株主総会において承認を得ることを条件としております。

- 上記 の取組みについての取締役会の判断
- ・ 当該取組みが基本方針に沿うものであること
本施策は、上記のとおり、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されており、上記 記載の基本方針に沿うものと考えております。
 - ・ 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと
本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。
また、大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。
このように、本施策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろ、利益に資するものと考えています。
 - ・ 当該取組みが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
本施策においては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。
また、当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、また、外部専門家等の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものとしております。
したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えています。
このように、本施策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,560,140	流動負債	7,871,269
現金及び預金	4,262,457	支払手形及び買掛金	4,298,417
受取手形及び売掛金	5,098,449	短期借入金	612,000
有価証券	6,598,402	未払法人税等	389,240
たな卸資産	1,011,224	賞与引当金	677,000
繰延税金資産	415,508	役員賞与引当金	33,000
その他	1,219,477	その他	1,861,611
貸倒引当金	45,379		
固定資産	34,869,077	固定負債	2,666,123
有形固定資産	15,964,010	長期借入金	26,600
建物及び構築物	10,358,471	退職給付引当金	664,322
機械装置及び運搬具	1,665,625	役員退職慰労引当金	93,510
工具器具及び備品	431,750	その他	1,881,690
土地	2,975,053		
建設仮勘定	533,109	負債合計	10,537,392
無形固定資産	1,629,257	純資産の部	
ソフトウェア	1,590,694	株主資本	42,749,863
その他	38,562	資本金	11,141,568
投資その他の資産	17,275,809	資本剰余金	11,775,851
投資有価証券	5,657,136	利益剰余金	22,976,157
繰延税金資産	661,604	自己株式	3,143,714
差入保証金	10,075,355	評価・換算差額等	141,961
その他	881,712	その他有価証券評価差額金	141,961
資産合計	53,429,217	純資産合計	42,891,824
		負債・純資産合計	53,429,217

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		68,596,633
売上原価		34,486,399
売上総利益		34,110,234
販売費及び一般管理費		29,772,384
営業利益		4,337,849
営業外収益		
受取利息及び配当金	254,770	
受取手数料	10,611	
為替差益	5,213	
不動産賃貸収入	60,509	
その他の	58,218	389,323
営業外費用		
支払利息	6,330	
株式交付費用	5,059	
不動産賃貸費用	15,761	
自己株式買取手数料	5,497	
その他の	250	32,899
経常利益		4,694,273
特別利益		
移転補償金	30,571	30,571
特別損失		
固定資産売却損	1,500	
固定資産除却損	152,359	
店舗閉鎖損	225,537	
減損損失	153,650	
役員退職金	233,710	
保険解約損	33,319	800,077
税金等調整前当期純利益		3,924,767
法人税、住民税及び事業税		1,409,400
法人税等調整額		329,749
当期純利益		2,185,618

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	新株式払込金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	11,140,029	1,197	11,774,312	21,522,417	5,569	44,432,386
当 期 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,539	1,197	1,539			1,881
剰 余 金 の 配 当				673,138		673,138
役 員 賞 与				58,575		58,575
当 期 純 利 益				2,185,618		2,185,618
自 己 株 式 の 取 得					3,142,014	3,142,014
自 己 株 式 の 処 分				164	3,870	3,706
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	1,539	1,197	1,539	1,453,740	3,138,144	1,682,523
平成19年3月31日残高	11,141,568		11,775,851	22,976,157	3,143,714	42,749,863

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日残高	1,395	1,395	44,430,991
当 期 中 の 変 動 額			
新 株 の 発 行			1,881
剰 余 金 の 配 当			673,138
役 員 賞 与			58,575
当 期 純 利 益			2,185,618
自 己 株 式 の 取 得			3,142,014
自 己 株 式 の 処 分			3,706
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	143,356	143,356	143,356
当期中の変動額合計	143,356	143,356	1,539,166
平成19年3月31日残高	141,961	141,961	42,891,824

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社マグナ、株式会社マドレーヌコンフェクショナリー

(2) 非連結子会社の名称

株式会社ドトールコーヒーハワイ、株式会社ジャマイカコーヒー

(連結の範囲からの除いた理由)

非連結子会社2社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、いずれも、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社2社については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）

- ・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

- ・製品・仕掛品・原材料

総平均法に基づく低価法（ただし、店舗設計仕掛品は個別原価法）

- ・商品・貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の方法

有形固定資産

定率法（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準）

ただし、平成10年4月以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び関西工場については定額法

無形固定資産

定額法（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準）

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内、新物流管理システム支援ソフトウェアは7年）に基づく定額法

長期前払費用

均等償却（償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準）

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

発生時に全額費用として計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっております。

[会計方針の変更]

1. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が、33,000千円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は42,891,824千円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,665,626千円

2. 有形固定資産の減損損失累計額 391,877千円

3. 保証債務残高 303,212千円

当社は加盟店の一部に対し、出店時における設備投資等の金融機関からの借入の保証を行っております。

4. 直接控除している貸倒引当金 「差入保証金」 58,252千円
投資その他の資産「その他」 258,020千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式

26,929,485株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	2	1,624	2	1,624

(変動の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加

0千株

単元株式の市場からの買取による増加

1,623千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による減少

2千株

3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	673,138	25	平成18年3月31日	平成18年6月30日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	632,626	25	平成19年3月31日	平成19年6月29日

5. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
803,200株

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益

1,694円99銭
85円16銭

[重要な後発事象に関する注記]

(日本レストランシステム株式会社との共同持株会社設立による経営統合について)

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会で、平成19年10月1日に日本レストランシステム株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日株式移転に係る基本合意書に調印いたしました。

なお、この共同持株会社設立に関し、平成19年6月28日開催予定の当社第46期定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立に関する議案を承認いただく予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

株式会社ドトールコーヒー
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 椿 慎美 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 齊藤 文男 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ドトールコーヒーの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ドトールコーヒー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月26日に日本レストランシステム株式会社との株式移転に係る基本合意書に調印した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

株式会社トールコーヒー

代表取締役社長 鳥羽 豊 殿

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第46期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月10日

株式会社トールコーヒー 監査役会

常勤監査役 宮 林 哲 夫 ④

監 査 役 財 前 宏 ④

監 査 役 梶 川 浩 ④

監 査 役 竹 本 繁 ④

（注）監査役財前 宏、梶川 浩及び竹本 繁の3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	18,016,742	流動負債	7,310,416
現金及び預金	4,133,677	支払手形	12,695
受取手形	60,680	買掛金	3,923,671
売掛金	4,644,621	短期借入金	612,000
有価証券	6,598,402	未払金	897,120
商製品	281,328	未払費用	662,795
製材品	84,753	未払法人税等	336,340
原材料	186,924	未払消費税等	64,107
仕掛品	39,813	賞与引当金	622,000
貯蔵品	35,926	役員賞与引当金	30,000
前払費用	470,531	その他の	149,686
繰延税金資産	388,809	固定負債	2,578,647
短期貸付金	469,041	長期借入金	26,600
未収入金	529,994	退職給付引当金	603,290
その他の	127,237	役員退職慰労引当金	76,080
貸倒引当金	35,000	預り保証金	1,870,995
固定資産	34,146,957	その他の	1,681
有形固定資産	14,482,783	負債合計	9,889,064
建物	9,804,080	純 資 産 の 部	
構築物	79,536	株主資本	42,132,674
機械及び装置	1,647,968	資本金	11,141,568
車両及び運搬具	1,549	資本剰余金	11,775,851
工具器具及び備品	437,206	資本準備金	11,775,851
土地	1,979,332	利益剰余金	22,358,968
建設仮勘定	533,109	利益準備金	280,000
無形固定資産	1,623,173	その他利益剰余金	22,078,968
ソフトウェア	1,586,619	別途積立金	19,100,000
電話加入権	35,587	繰越利益剰余金	2,978,968
施設利用権	966	自己株式	3,143,714
投資その他の資産	18,041,000	評価・換算差額等	141,961
投資有価証券	4,043,136	その他有価証券評価差額金	141,961
関係会社株	2,513,491	純資産合計	42,274,635
長期前払費用	290,095	負債・純資産合計	52,163,699
繰延税金資産	585,553		
差入保証金	10,037,775		
会員の	115,157		
その他の	455,790		
資産合計	52,163,699		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		66,039,291
売 上 原 価		32,654,830
売 上 総 利 益		33,384,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,095,475
営 業 利 益		4,288,984
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	262,268	
受 取 手 数 料	14,211	
為 替 差 益	5,223	
そ の 他	29,764	311,468
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,330	
株 式 交 付 費	5,059	
自 己 株 式 買 取 手 数 料	5,497	
そ の 他	250	17,138
経 常 利 益		4,583,314
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,500	
固 定 資 産 除 却 損	152,359	
店 舗 閉 鎖 損	225,537	
減 損 損 失	153,650	
役 員 退 職 金	233,710	
保 険 解 約 損	33,319	800,077
税 引 前 当 期 純 利 益		3,783,237
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,335,000
法 人 税 等 調 整 額		345,867
当 期 純 利 益		2,102,369

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	新株式払込金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
			資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成18年3月31日残高	11,140,029	1,197	11,774,312	11,774,312	280,000	17,300,000	3,401,727	20,981,727
当期中の変動額								
新株の発行	1,539	1,197	1,539	1,539				
剰余金の配当							673,138	673,138
役員賞与							51,825	51,825
剰余金の積立						1,800,000	1,800,000	
当期純利益							2,102,369	2,102,369
自己株式の取得								
自己株式の処分							164	164
株主資本以外の項目の 当期中の変動額								
当期中の変動額合計	1,539	1,197	1,539	1,539		1,800,000	422,758	1,377,241
平成19年3月31日残高	11,141,568		11,775,851	11,775,851	280,000	19,100,000	2,978,968	22,358,968

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	5,569	43,891,696	1,395	1,395	43,890,301
当期中の変動額					
新株の発行		1,881			1,881
剰余金の配当		673,138			673,138
役員賞与		51,825			51,825
剰余金の積立					
当期純利益		2,102,369			2,102,369
自己株式の取得	3,142,014	3,142,014			3,142,014
自己株式の処分	3,870	3,706			3,706
株主資本以外の項目の 当期中の変動額			143,356	143,356	143,356
当期中の変動額合計	3,138,144	1,759,022	143,356	143,356	1,615,665
平成19年3月31日残高	3,143,714	42,132,674	141,961	141,961	42,274,635

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式
 - 移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品・仕掛品・原材料
 - 総平均法に基づく低価法（ただし、店舗設計仕掛品は個別原価法）
 - 商品・貯蔵品
 - 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定率法（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準）
 - ただし、平成10年4月以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び関西工場については定額法
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準）
 - また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内、新物流管理システム支援ソフトウェアは7年）に基づく定額法
 - (3) 長期前払費用
 - 均等償却（償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準）
3. 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費
 - 発生時に全額費用として計上しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
 - 従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
 - 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[会計方針の変更]

1. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、30,000千円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は42,274,635千円であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	540,283千円
	短期金銭債務	193,526千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		10,400,386千円
3. 有形固定資産の減損損失累計額		391,877千円
4. 保証債務残高		303,212千円
当社は加盟店の一部に対し、出店時における設備投資等の金融機関からの借入の保証を行っております。		
5. 直接控除している貸倒引当金	「差入保証金」	58,252千円
	投資その他の資産「その他」	258,020千円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高		
売上高		336,036千円
仕入高		950,846千円
販売費及び一般管理費		186,391千円
営業取引以外の取引高（資産譲渡高・購入高を含む）		125,873千円

2. 減損損失

当事業年度において当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	その他
直営店舗 (4店舗)	建物他	東京都他	153,650千円

当社は、キャッシュフローを生み出す最小単位として、店舗毎、並びに工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

上記のうち営業活動から生ずる損益が、継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 153,650千円（建物 134,181千円、リース資産17,390千円、その他 2,078千円）を減損損失として特別損失に計上しております。また、資産グループ毎の回収可能価額は、固定資産の使用価値により測定しており、将来キャッシュフローを資本コストの6%で割り引いて算定しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（千株）	2	1,624	2	1,624

(変動の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 0千株

単元株式の市場からの買取による増加 1,623千株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による減少 2千株

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金否認額 253,154千円

貸倒引当金損金算入限度超過額 136,772千円

未払事業税否認額 46,024千円

退職給付引当金損金算入限度超過額 245,539千円

減損損失否認額 148,313千円

その他 241,993千円

繰延税金資産合計 1,071,796千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 97,433千円

繰延税金負債合計 97,433千円

繰延税金資産の純額 974,363千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.7%

(調整)

交際費等の損金不算入額 1.3%

住民税均等割等 2.9%

その他 0.5%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.4%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

リース物件の所有者が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース（借主側）

1. 当事業年度末日におけるリース物件の取得価額相当額 5,402,228千円

2. 当事業年度末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 3,313,642千円

3. 当事業年度末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 2,131,895千円

4. 当事業年度末日におけるリース物件の減損損失累計額 45,745千円

[関連当事者との取引に関する注記]

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社 マグナ	東京都 港区	100	厨房機器 の販売	100.0%	兼任 3名	厨房機器の仕 入 資金の貸付等	厨房機器の 仕入 資金の貸付 等	662,223	売掛金 短期貸付 金 未払金等	56,026 461,300 126,879
	株式会社 マドレーヌ コンフェク ションナリー	東京都 江東区	430	ケーキ類の 製造・販売	100.0%	兼任 3名	ケーキ類の仕 入等	ケーキ類の 仕入等	935,810	買掛金 その他	87,307 727
	株式会社 ドトール コーヒー ハワイ	米国 ハワイ州 ホルアロ ア	12,105千 米ドル	コーヒー農園 の運営・管理	100.0%	兼任 1名	従業員の福利 厚生利用 資金の貸付等	従業員の福利 厚生利用 資金の貸付 等	1,114	立替金 短期貸付 金	3,048 7,741
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社 バード フェザー	東京都 世田谷区	100	不動産 賃貸業		兼任 1名	設備の 貸借	本社ビルの 賃借	407,227	前払費用 差入 保証金	35,091 369,918
	株式会社 バード フェザー ハワイ	米国 ハワイ州 ホルアロ ア	678千 米ドル	コーヒー豆の 生産及び輸出		兼任 1名	コーヒー 生豆の仕入	コーヒー 生豆の仕入	35,351		
主要株主(個 人)及びその 近親者	鳥羽 博道			当社 名誉会長	被所有直接 20.4%			顧問料等	22,353		

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

株式会社バードフェザーとの不動産賃借取引については、不動産鑑定士による算定価格を参考にして決定しております。

株式会社バードフェザーハワイからのコーヒー生豆の仕入については、同社から提示された、見積書並びに生豆市況等を動案して決定しております。

鳥羽博道氏との取引価格等は、一般的取引条件により決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 1,670円60銭
2. 1株当たり当期純利益 81円91銭

[重要な後発事象に関する注記]

(日本レストランシステム株式会社との共同持株会社設立による経営統合について)

当社は、平成19年4月26日開催の取締役会で、平成19年10月1日に日本レストランシステム株式会社と共同持株会社を設立することを決議し、同日株式移転に係る基本合意書に調印いたしました。

なお、この共同持株会社設立に関し、平成19年6月28日開催予定の当社第46期定時株主総会において、株式移転による完全親会社設立に関する議案を承認いただく予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月9日

株式会社ドトールコーヒー
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 椿 慎 美 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 齊 藤 文 男 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドトールコーヒーの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成19年4月26日に日本レストランシステム株式会社との株式移転に係る基本合意書に調印した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

株式会社ドトールコーヒー

代表取締役社長 鳥 羽 豊 殿

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会計計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四、事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月10日

株式会社ドトールコーヒー 監査役会

常勤監査役 宮 林 哲 夫 ㊟
 監 査 役 財 前 宏 ㊟
 監 査 役 梶 川 浩 ㊟
 監 査 役 竹 本 繁 ㊟

(注) 監査役の財前 宏氏、梶川 浩氏及び竹本 繁氏の3氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

